

# 富山市教育委員会 9 月定例会 資料

## 令和4年9月市議会定例会 一般質問の概要

- 1 会 期 令和4年9月5日（月）～28日（水）
- 2 概 要 4日間の一般質問において、12人の議員から質問があった。  
質問者、答弁の概要は次のとおり。

### （1）学校再編について

#### ①富山市議会自由民主党 高田 重信 議員（9月9日）

（問）市教育委員会では、保護者の皆さんの意見をどのようにして把握し、それを学校再編に反映させていくのか。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、全国的に少子化に歯止めがかからない状況下において、現在だけでなく、10年後、15年後の子どもたちの教育環境を見据え、今から保護者や地域の方々と学校再編に関する議論を始めることが必要不可欠であると考えている。

そこで、本年4月以降、市内13ブロックでの地域説明会や富山市PTA連絡協議会の会議の場において、保護者の皆様へ本市の学校再編に関する取組みについてご説明し、ご意見もいただいたところであるが、こうした機会だけでは、子育て世代を含む保護者の方々のお気持ちを把握することが十分ではなかったものと考えている。

このため、未就学児や小・中学生の保護者を対象に、学校再編に関して、統合後の学校生活や通学に関する不安など、様々な課題やニーズを幅広く把握するアンケート調査を、本年11月を目途に実施していきたいと考えている。

また、本年4月に統合校として開校した「三成小学校」及び「八尾中学校」の児童生徒やその保護者を対象として、主に仲間との交流や学校行事の統合前と統合後に感じた変化等についても調査していきたいと考えている。

市教育委員会としては、これらの調査結果を保護者のニーズに沿った施策の立案に活用するとともに、地域の方々との議論の際には、客観的なデータの一つとして提供するなど、学校再編に向けた今後の検討に有効に反映させていきたいと考えている。

（問）地域の方々への説明について、今後どのように進めていくのか。

＜学校再編推進課：教育長答弁＞

（答）市教育委員会では、本年6月以降、改めて校区単位での学校再編に関する地域説明会を実施する予定にしていたが、説明会の進め方について、各校区の自治振興会役員の方々から個別にご意見を伺ったところ、今後は、市教育委員会が一方的に進めるのではなく、自治振興会を校区の窓口とし、まずは、校区の各種団体を代表する方々との意見交換会を実施してほしいとのご要望を多数いただいたところである。

こうしたことから、今後は、再編対象校区ごとに地域や保護者の代表者で構成される協議会を設置していただき、統合に向けた方向性などについて、市教育委員会も加わりながら議論を深めていきたいと考えており、ご要望があった場合には、校区を単位とした説明会も実施していきたいと考えている。

なお、八尾地域の黒瀬谷地区においては、本年4月24日に開催した学校再編計画に

関する説明会において、自治振興会役員や樫尾小学校PTAの役員の方々から、スピード感をもって学校再編を進めてほしいとの意向がいち早く示された。

さらに先月26日には、「樫尾小学校の再編に向けた黒瀬谷地区のあり方協議会」が設置され、既に、地域が主体となった議論が進められている。

市教育委員会としては、当該協議会において、学校再編に前向きな議論がなされていくことを期待するとともに、他の校区においても、黒瀬谷地区の事例をモデルに地域と一体となって、学校再編の取組みを進めていきたいと考えている。

(問) 再編地区は25と多いが、これだけ多くの地域の再編をどのように進めていくのか。

<学校再編推進課：教育長答弁>

(答) 「富山市立小・中学校再編計画」においてお示した、再編対象校区は25校区と多数あり、同時にすべての地域ときめ細かな議論を進めていくことは、自ずと限界があるものと考えている。

また、学校再編を進めるにあたっては、地域と保護者、そして行政が時間をかけて丁寧に議論を重ねていきたいと考えているが、市域全体にわたり少子化の進行が避けられない状況下にあつて、いたずらに時間だけが経過することは避けなければならないとも考えている。

こうしたことから、市教育委員会としては、今後は、複式学級が存在する小学校や、保護者をはじめとした地域の方々の一定の合意が得られた校区の再編について、優先的に取り組んでいきたいと考えている。

## (2) 学校の適正規模について

### ①富山市議会自由民主党 金谷 幸則 議員 (9月12日)

(問) 小規模校において、クラス替えができないことによる児童生徒への影響について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 小規模校において、クラス替えができないことによる児童生徒への影響については、

- ・ 幼いころからの人間関係が固定化しやすく、同学年において新たな人間関係を築いたり、新しい考えや価値観に触れる機会を得にくい
- ・ 6年間あるいは9年間、ほぼ同一の集団で学校生活を送ることになるため、友達とのトラブルやいじめが起こったとき、人間関係の再構築が難しくなる
- ・ スポーツや学習等において、クラス同士で切磋琢磨する教育活動ができない
- ・ 小学校3年生以上が学ぶ総合的な学習の時間においては、同学年でクラスの枠を超えたテーマ学習等、探求活動を行うことができない

などが挙げられる。

(問) 適正規模校におけるグループ学習や少人数指導の現状と効果について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 適正規模校においては、大人数で行う一斉学習をはじめ、児童生徒の興味・関心や理解の状況等に対応して、

- ・近くの児童生徒と気軽に話し合うペア学習
- ・複数の意見にも容易に触れられる3、4人でのグループ学習

など、目的に応じた多様な形態での学習が行われている。

適正規模校におけるグループ学習の効果としては、

- ・複数のグループを形成しやすく、多様な意見をグループ間で交流することにより、個々の考えの深まりや広がりにつながる
- ・多様な価値観をもつ仲間とのグループ学習を繰り返すことで、話し合いの仕方を学んだり、新たな人間関係を築く力を身につける

などが挙げられる。

一方、適正規模校における少人数指導に関しては、各教科等において、2つの学級を3つのグループに分けて3人の教員が担当して指導するなど、それぞれの課題や習熟度に合わせたグループを学級の枠を超えてつくり、児童生徒が多様な考えや価値に触れることができる取組みが行われており、こうした少人数指導の効果としては、

- ・習熟度別のグループで学ぶことで、児童生徒の学習意欲が向上する
- ・担任以外の教員が授業を担当することで、児童生徒の新たな良さや力を、さらに引き出すことができる

などが挙げられる。

(問) 小規模校における運動会や学習発表会などの学校行事にはどのような制限があるのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 小規模校の学校行事における制限のうち、まず、運動会に関しては、

- ・団編成に制約が生じる
- ・マ스ゲーム等、ダイナミックな集団演技を実践することが困難である
- ・著しく人数が少ない場合においては、団体競技が実施できない

などが挙げられる。

また、学習発表会では、

- ・合奏においては、楽器の種類や数が少なく、ボリュームのある演奏になりにくい
- ・合唱においては、混声にならず斉唱にとどまる
- ・演劇では、登場人物が少ない演目に限られる

などが挙げられる。

こうした中で、小規模校においては、

- ・併設型の小・中学校においては、小学校と中学校の合同開催とする
- ・縦割りの種目や演技をより多く取り入れる
- ・近隣の保育園や幼稚園からの参画を得る

など、それぞれの学校の実情に応じた様々な工夫をして、学校行事を実施している。

(問) 小規模校においては多様な考え方に触れる機会や切磋琢磨し合う機会が十分に得られないのではないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 小規模校においては、児童生徒や配置される教員が少ないことから、様々な特技や考えをもつクラスの仲間や部活動等の憧れの先輩、年代や生き方、価値観の異なる先生との出会いが限られるという実情があり、多様な考え方に触れる機会に自ずと制約が生じることとなる。

また、何よりも同学年の仲間が限られることで、

- ・幼いころからの人間関係が固定化しやすい
  - ・スポーツや遊び、学習において複数の集団で競い合ったり協力し合う場面が限られる
  - ・学習活動においてテーマ毎に複数のグループを組むことができない
- など、互いに切磋琢磨し合う機会も少なくなると考えられる。

(問) 適正規模の中で行われる「質の高い学び」の現状について問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 学校の規模にかかわらず、「質の高い学び」を子どもたちに提供することは、市教育委員会の責務であり、教員の熱意と専門性を高めることが重要であると考えている。

このため、市教育委員会では、教員の資質向上のための各種研修会の実施と併せて、教員が生き生きと健康で働き、子どもたちと向き合う時間を確保するための教員の働き方改革にも取り組んでいるところである。

現在、適正規模の学校においては、

- ・教員が子どもたちの実態や授業のねらいに応じたグループ学習等、多様な学習形態を取り入れた授業を展開する
- ・運動会や学習発表会等の学校行事において、子どもたちが仲間と協働したり、切磋琢磨し合う場を設ける

などの実践が日常を通して行われており、子どもたちが多様な考えや価値観に触れて個々の理解や考えを深めたり、達成感や自己有用感を十分に味わうことによって、「質の高い学び」を得ることにつながっているものと考えている。

(問) 小規模校における教員配置の状況について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市内小中学校に配置される教員の数は、富山県教育委員会が定める「小・中・義務教育学校教職員配置基準」に基づいており、令和4年5月1日現在、6学級以上12学級未満の小規模小学校25校には、学級数に応じた担任と、教育課程の編成や研修の企画運営など、学校運営の中核を担う教務主任が配置されているが、複式学級のある8校1分校のうち5校1分校では、特別支援学級を加えても6学級未満のため、担任が教務主任を兼ねている状況となっている。

また、中学校における9学級未満の小規模校は、8校1分校であるが、9教科10科目のすべてに専門的な知識をもつ教員を配置できないため、免許外指導を行っている学校もあり、当該教員にとっては大きな負担となっている。

(問) 小規模校における校務分掌の負担について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校においては、児童生徒の授業を担当する以外にも、

- ・登下校やSNS等の生活指導に関する業務
- ・研究授業等の教員の研修に関する業務
- ・アレルギー対応等の保健・給食に関する業務
- ・清掃等の環境・安全に関する業務
- ・転校等に伴う転出入に関する業務
- ・子どもの進路に関する業務
- ・地域社会、関係機関との連携に関する業務

などといった、学年・学級の枠を超えた学校全体に関わる様々な業務がある。

これらの校務分掌は、学校運営が効果的かつ円滑に展開されるために、学校規模の大小にかかわらず必要な業務であり、各学校においては、配置されている教員で分担している。

したがって、小規模校においては、適正規模の学校に比べ教員の配置数が少ないため、一人の教員が担当する校務分掌は必然的に多くなり、その分、負担が増えることとなる。

(問) 小規模校においては教職員研修等による出張が負担となっていないか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、優れた資質と能力を備えた教職員の養成を行うことを重視し、教職員研修の充実を図っているが、研修が過度の負担とならないよう、研修内容を継続的に精選するとともに、実施時期や日数のほか、研修時間や参加対象者の範囲、運営方法等の適正化に努めているところである。

具体的には、

- ・複数名の教職員が同時に出張し、校内が手薄にならないよう、研修会の実施日や開始時刻を調整する
- ・各校から1名の参加を必須としていた幾つかの研修会を、教員の経験年次に応じて受講する研修会に変更する
- ・学校の諸事情により、受講年度を次年度以降に柔軟に変更できる

などの配慮を行っている。

こうした中で、適正規模校の教員に比べ、多くの校務分掌を担当することとなる小規模校の教員にとっては、担当する事務に関する研修への参加も多くなり、また、学級担任以外の教員が配置されない小規模校では、出張に伴い担任が不在となることにより他学年の担任や教頭が代わりに授業を行わざるを得ず、場合によっては、学校運営自体への影響も生じかねないものとなる。

市教育委員会としては、これまでの取組みに加え、対面・集合型研修とICTを活用したオンライン研修等とのベストミックスによる研修を実施するなど、小規模校のみならず全ての教職員に対して、研修会への出席が過度の負担とならないよう、効果的な研修会のあり方を継続的に検討していきたいと考えている。

(問) 中学校の小規模校における免許外指導の実態について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和4年5月1日現在、市内における9学級未満の小規模中学校は、8校1分校あり、そのうち、免許外指導を行っている学校数は、4校1分校である。また、免許外指導の教科については、技術、保健体育といった教科が多くなっており、8名の教員が担当している。

免許外指導を行う教員は、自らの専門教科の指導に加えて、専門外の教科の教材研究や評価をしなければならず、負担が非常に大きなものとなっている。

市教育委員会としては、生徒に対する質の高い教育の提供と、教員の働き方改革を推進するためにも、できる限り免許外指導を担当する教員を減らす必要があると考えており、学校規模の適正化といった取組みとともに、中核市教育長会や教育委員会連合会などを通して、国や県に対し、引き続き教職員定数の増員を強く働きかけていきたいと考えている。

(問) 適正規模化実施に向けた方向性について、市長の見解を問う。

＜学校再編推進課：市長答弁＞

(答) 学校再編を進めていくに当たっては、地域の実情を踏まえ、地域住民が主体となって市教育委員会と議論を深めていくことが、私としても大変、重要であると考えている。

このように、地域と一体となって学校再編に取り組むことについては、私が普段より心がけている「市民の声が第一」ということとも合致し、地域においても、「自分事」として地域の課題に向き合う機会にもつながることから、とても良い進め方ではないかと思っている。

また、市教育委員会では、今後は、複式学級が存在する小学校や、地域の方々の合意が得られた校区の再編について、優先的に取り組むこととしていることから、再編に向けた具体的な動きが、順次、出てくるものと想定している。

とりわけ先月には、八尾地域の黒瀬谷地区の皆様が檜尾小学校の統合について、いち早くご英断されたが、今後、各地域での議論が深まるにつれて、地域固有の様々な課題が論点となってくることから、私としても、教育委員会と常に情報共有を図りながら、議論の過程を踏まえ、必要に応じて市長部局が参加し、地域課題の解決に向けて柔軟に対応していく必要があるものと考えている。

いずれにしても、市全域にわたり少子化の進行が避けられない状況下にあって、将来の子どもたちの教育環境を維持向上させるためには、学校規模の適正化を着実に進めていく必要があることから、引き続き教育委員会と連携し、学校再編に取り組んでいきたいと考えている。

### (3) 不登校児童・生徒への配慮について

#### ①自由民主党 金岡 貴裕 議員（9月9日）

(問) 本市における不登校児童・生徒数の推移について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市において、病気や経済的理由を除き年間30日以上欠席している、いわゆる不登校児童生徒数について、平成30年度から令和2年度までの3か年の推移を申し上げますと、平成30年度は、小学生が134人、中学生が318人、合計452人、令和元年度は、小学生が187人、中学生が353人、合計540人、令和2年度は、小学生が259人、中学生が364人、合計623人である。

(問) この推移について、市教育委員会の見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市において、不登校となる児童生徒は年々増加しており、大変憂慮しているところである。

全国的にも不登校児童生徒数は年々増加しており、その要因の特定は困難であるが、スマートフォン等を使ったSNSやゲームの使用による生活リズムの乱れが一因であるとする専門家の意見もある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、生活環境の変化により生活リズムが乱れやすい状況にあったことや、学校生活において様々な制限がある中で交友関係を築かなければならないことなど、登校する意欲が湧きにくい状況があったことが増加の背景として考えられるとする国の分析もあり、本市においても同様の背景が加わった可能性があるのではないかと考えている。

(問) 不登校ではないが、相談室や保健室などの別室に登校するなど、気がかりな児童・生徒数の推移について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市において、年間の欠席日数が30日未満の不登校傾向の児童生徒数について、平成30年度から令和2年度までの3か年の推移としては、平成30年度は、小学生が64人、中学生が70人、合計134人、令和元年度は、小学生が61人、中学生が65人、合計126人、令和2年度は、小学生が72人、中学生が70人、合計142人である。

(問) 気がかりな児童・生徒を不登校児童・生徒としてカウントすべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 文部科学省の調査では、不登校児童生徒とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくてもできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義している。

したがって、市教育委員会としては、気がかりな児童生徒が相談室や保健室等の別室とはいえ、現に、学校へ登校しているといった実態などから、当該児童生徒を不登校児童生徒としてカウントすることは、適切ではないと考えている。



(問) 不登校特例校の設置について、市教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、これまでも、不登校児童生徒への支援体制の充実や多様な教育機会の提供に努めてきたところであるが、本市における不登校児童生徒数は、年々増加傾向にある。

こうしたことから、市教育委員会では、不登校児童生徒の学びの場の確保が重要と捉え、昨年度は他県の不登校特例校を訪問し、設置に至った経緯や開設までの課題、実施している教育内容等について調査してきた。

こうした中、国は、今年の6月に「経済財政運営と改革の基本方針」、いわゆる「骨太の方針」を策定し、児童生徒の事情に合わせ、授業時間や学習内容を調整できるなど、柔軟なカリキュラムが組める不登校特例校について、全都道府県や政令市への設置を目指す方針を示したところである。

このことを受け、市教育委員会としては、今後も、国や県等の動向を注視しながら、引き続き、他都市の不登校特例校について調査・研究していきたいと考えている。

#### (4) 医療的ケア児について

##### ①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（9月12日）

(問) 小・中学校における医療的ケア児の受入状況について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校においては、現在、小学校13校に14名、中学校7校に9名の医療的ケア児が在籍している。

(問) 医療的ケア児の就学に当たっての支援体制について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 医療的ケア児の就学が、当該児童及び保護者にとって安心なものとなるためには、幼稚園、認定こども園、保育所等と小学校がしっかりと連携することが重要であると考えている。

こうした考えの下、市教育委員会では、具体的な取組みとして、

- ・入学前に、保護者の了解の下、対象児の症状及び必要な医療行為、支援について、在籍している園と就学予定校との間で情報共有を図る
- ・保護者、就学予定校、主治医との間で、入学後の対応について入学前に共通理解を図る
- ・教育委員会が、こども家庭部や在籍している園、就学予定校からの情報提供をもとに、保護者の意向をふまえながら必要な支援や環境整備等について検討する

など、きめ細かな対応に努めている。

今後、医療的ケア児の就学の増加が見込まれることから、市教育委員会としては、今ほどの取組みに加えて、関係部局、学校、園、保護者、医療とのより確かな連携やそれぞれの役割分担等、組織的な支援体制のあり方について検討していきたいと考えている。

(問) 学校施設の合理的配慮の取組事例と今後の対応について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 障害のある児童生徒の受入れにおいては、障害の特性を考慮しながら、多目的トイレや手すりの設置など、学校施設の改修を行ってきたところである。

こうした中、お尋ねの医療的ケア児への合理的配慮の取組みについては、インスリン注射をする際に他の児童生徒の目を気にすることなく、安心して注射できるよう、パーテーションを設置したり、人工的に尿を排出させる「導尿」が必要な児童生徒が、保健室のトイレを利用するなど、備品の購入や既存の設備を活用して対応してきたところである。

今後、医療的ケア児の受入れにおいて、施設や設備に関する合理的配慮が必要な場合には、これまで同様に、学校や保護者の要望に応じて、必要な設備等の設置、施設改修を行っていきたいと考えている。

(問) 小・中学校への保護者等による付添いや送迎の状況について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校に在籍している医療的ケア児23名のうち、保護者の付き添いの下に学校生活を行っている児童生徒はいない。

また、送迎の状況については、5名の児童生徒が保護者の送迎の下、通学している。

(問) 小・中学校で付添いなしで学べるための、医療行為が行える看護師等の人材確保について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（第10条第2項）」においては、学校の設置者は、その学校に在籍する医療的ケア児が付き添いがなくても適切な医療的ケアを受けられるようにするため、看護師等の配置、その他の必要な措置を講ずるものとされている。

こうしたことから、市教育委員会においては、スクールサポーターやスクールサポートスタッフを配置し、医療的ケア児への対応に努めている。

また、現時点では、看護師の配置を必要とする医療的ケア児は在籍していないが、市教育委員会では、市内の医療機関に看護師の派遣を依頼する仕組みや、教育委員会として看護師を雇用する方法など、対象児の実情に沿った看護師等の確保について、他都市の事例も収集しながら、その方策を検討しているところである。

(問) 教育委員会における「医療的ケア運営協議会」の設置について見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会においては、小・中学校が安心・安全に医療的ケア児を受け入れ、適切に支援を行っていくことができるよう包括的な支援体制を構築する必要があると考えている。

お尋ねの「医療的ケア運営協議会」については、教育、医療、保健及び福祉などの関係部局や機関の関係者など、それぞれの専門家の知見を得ながら、

- ・小・中学校における医療的ケアへの対応のあり方などを示したガイドラインの策定
- ・医療的ケアのための看護師の派遣
- ・看護師等や教職員の研修
- ・緊急時の対応指針の策定

などについて、協議していくものである。

市教育委員会においては、先行して運営協議会を設置している他都市の事例を参考としながら、関係部局や機関と連携し、「医療的ケア運営協議会」の設置について、検討していきたいと考えている。

## (5) インクルーシブ教育について

### ①富山市議会自由民主党 高田 真里 議員（9月12日）

(問) 特別な配慮が必要な子どもたちの居場所を確保するための取組みについて問う。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) 本市の小・中学校においては、社会の変化に伴い、子ども一人一人の課題や教育的ニーズが多様化しており、全ての子どもたちにとって自分の居場所と感じられる魅力ある学校環境づくりの必要性が高まっている。

このため、市教育委員会では、まず、特別な支援や配慮を必要とする子どもたちの居場所の確保として、

- ・集団から距離をとり、休憩したり、好きな活動を行うことで心を落ち着かせることができる個別スペースを設ける
- ・特別支援学級にクッションやベンチ、ミニトランポリン等を設置し、どの学級に在籍する子どもでも、休み時間には自由に過ごすことができるようにする
- ・通常の学級の子どもたちとの交流や共同学習が行いやすいように、特別支援学級を同じフロアやトイレ近くに設置するなど教室配置を工夫する

などの取組みを行っている。

また、学校での人間関係や進路選択、家庭に関すること等の悩みから、学校に行きづらい、教室に入りづらいと感じ、保健室や相談室等で過ごす子どもたちへの取組みとしては、心を落ち着かせ、居場所と感ずることができるような相談室を新たに設置したり、既に相談室を設置している学校では、室内環境の充実として、

- ・リラックスして体と心を休ませることができるよう、ソファや円形テーブルを設置したり、プライベートスペースを作るため移動式のパーテーションで区切る
- ・限られたスペースで軽運動ができる卓球台やバランスボール、ヨガマット等を置く
- ・安らぎや憩いの場となるよう、花や観葉植物を置く
- ・好きな活動を通して様々な人と交流できるよう、パズルやカード、ボードゲーム等を準備する

などの工夫を図っている。

こうしたハード面での整備以外にも、特別な支援や配慮が必要な子どもたちに適切な指導・支援を行うために、教員の指導力と対応力を向上させることは教育委員会の重要な使命であると考えており、教員の専門性の向上や人材育成を図る研修を着実に実施しているところである。

市教育委員会としては、今後とも、全ての子どもたちが安心・安全な学校生活を送ることができるよう、学校における学びの場の一層の充実に努めていきたいと考えている。

## (6) 地域部活動推進事業について

### ①気魄 谷口 寿一 議員（9月15日）

(問) 大沢野中学校における「休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究」の現状について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本年6月議会にて、事業費に関する補正予算の議決をいただいた大沢野中学校における地域部活動推進事業の現状としては、7月に、大沢野中学校の校長やPTA会長、大沢野体育協会関係者等で組織した「地域部活動支援会議」を開催し、これからの大沢野地域の部活動地域移行について、情報共有と意見交換を行った。

また、8月には、部活動顧問の教員や地域クラブ指導者で組織した「指導者連携委員会」において、部活動の指導方針や地域クラブの関わり方などについて、具体的な協議を開始したところである。

こうした取組みと並行して、当事業での対象としている5つの部活動のうち、ボート競技や陸上競技、ソフトテニス、卓球については、休日において学校外の施設を活用し、地域や競技団体の人材が指導者となる「部活動の地域移行」を進めており、冬季にはスキーについても活動を開始する予定としている。

(問) 現在把握できている問題点について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 「地域部活動支援会議」で挙がっている問題点としては、

- ・学校以外の施設の活用については、各種競技団体が年間利用計画の中で既に優先予約をしており、利用可能な日が限られている
- ・地域クラブの指導者や保護者の負担が大きくなならないよう、遠征時の費用負担、けがや事故発生時の責任の所在などを明確にする必要がある
- ・地域クラブの指導者と部活動顧問の指導方法等の違いから、子どもたちに不安や戸惑いが生じる

などがある。

また、「指導者連携委員会」で挙がっている問題点としては、

- ・学校以外の施設の活用だけでなく、学校体育施設等開放事業の拡大が必要である
  - ・将来的にも指導が途切れることのないようにするための後継者の確保が難しい
  - ・「部活動」と「地域クラブ」との違いについて、保護者の理解と協力が必要である
- などがあり、参画をいただいている方々から、様々な視点からの問題点が指摘されている。

(問) 他市の状況について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 富山県内でスポーツ庁の地域運動部活動推進事業を実施されている自治体を申し上げますと、高岡市、南砺市、黒部市、朝日町が令和3年度から、また、令和4年度からは、本市の他に、射水市、小矢部市、滑川市が事業の取組みを始められたと伺っている。

これら自治体のうち、昨年度実施された高岡市での実践研究の一例を紹介すると、地域部活動の拠点校を1つ決め、8つの部活動において市内中学校から参加希望者が集まって活動する取組みを実施されている。

また、指導者の派遣について、競技団体に協力してもらうとともに、希望する教員には指導者として登録できる兼職兼業の仕組みを整えるなど、必要な指導者を確保して事業を実施したと伺っている。

令和3年度に事業を行った県内のいずれの市や町でも報告された課題としては、

- ・優秀な指導者の安定的確保
- ・学校施設以外の活動場所の確保
- ・指導者の謝金、消耗品や用具の購入費等の財源の確保

など、本市の地域部活動支援会議等の場で提起された問題点との共通点も多いことから、今後の本市の取組みの参考になるものと考えている。

(問) 休日の部活動の地域移行の今後の進め方について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本事業に関する今後の進め方については、大沢野中学校において実践研究の対象とした部活動について、所属する生徒及びその保護者を対象に満足度や参加者として感じた問題点等に関するアンケートを実施し、より詳細に実態を調査していく予定にしている。

併せて、「地域部活動支援会議」と「指導者連携委員会」での協議を重ねていただくほか、全国の事例も参考に事業を展開しながら、来年1月を目途に成果と課題を取りまとめ、2月には県へ報告することとしている。

また、次年度以降の取組みとしては、各学校における地域移行に向けた課題を明確に把握するため、市教育委員会において、市内全中学校を対象とした休日の部活動に関する実態を調査していきたいと考えている。

その上で、大沢野中学校における実践研究の成果と課題、アンケート結果の分析、全国や他市町村の研究結果などを参考としながら、課題の解決に向けた取組み事例等について、市内全中学校に情報提供することで、各学校が地域移行に必要な条件を整理し、環境が整った部活動から、順次、地域移行に取り組んでもらうよう、促していきたいと考えている。

(問) 地域移行が可能となる部活動について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 地域移行が可能となる部活動については、それぞれの地域の実情が異なるため、市内全ての中学校において一律に考えていくことは困難であるが、

- ・優秀な指導者の安定的確保
- ・学校施設以外の活動場所の確保

などの課題のほかにも、市教育委員会では、

- ・生徒の個人情報や心身の健康状態の適切な管理に関する地域クラブと学校間の連携
- ・技量の差など、生徒個々の実態に沿った指導の連続性

などに関する課題も認識しており、少なくとも、こうした課題を克服できる部活動から地域移行が可能となっていくものと考えている。

加えて、文化部については、本年8月に文化庁から休日の文化部活動の段階的な地域移行に関する提言も示されたことから、今後、文化部についても、調査研究が必要となるものと考えられ、運動部活動と同様に課題を克服できる部活動から、地域移行が可能になるものと考えている。

(問) 活動場所の確保について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 学校施設外での運動部や文化部の活動場所としては、学校の近辺に存在するスポーツ施設や競技場、文化施設等が望ましいと考えている。

一方で、現状の課題としては、

- ・市内において、中学校の数に見合った部活動が可能な文化施設が少なく、また近辺にスポーツ施設が整備されている学校が限られている
  - ・休日において他団体による施設の利用が多く、予約が困難である
  - ・重い楽器や武道具等、活動に使用する用具の運搬や保管場所の確保が必要となる
- などが挙げられる。

また、スポーツ庁や文化庁の調査結果においても、地域の中学生がスポーツや文化活動を行うには、公共の施設や地域の民間事業者が有する施設だけでは足りない地域があるといった点も挙げられており、中学校の体育館やグラウンド、武道場、音楽室、美術室等の従来の学校施設はもとより、近隣の小学校や高等学校、特別支援学校、廃校となった施設などの利用も検討する必要があるとされている。

しかしながら、校舎内にある音楽室などの施設を利用する場合には、解錠と施錠の際に教職員の立会いが必要となる現状において、外部指導者の責任において解錠と施錠を可能とするためには、施設管理の考え方について、抜本的な見直しが必要となってくるものと考えている。

市教育委員会としては、今後、学校外のスポーツ施設や文化施設の活用はもとより、教職員に負担が伴わない形での学校施設の活用方法についても、他市町村の取組みなどを参考としていきたいと考えている。

(問) スポーツエキスパート派遣事業との連携について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 市教育委員会では、中学校から要望のあった運動部活動に対して、富山県からの補助金を活用し、外部から競技指導者を派遣する「スポーツエキスパート派遣事業」を平成14年度から実施しており、県教育委員会が定める実施要領に基づいて、指導者1人につき、1回の指導は2時間程度、年間派遣回数は24回を上限に、生徒がスポーツエキスパートから専門性の高い指導を受けており、令和4年度は、23校に、合計85人のスポーツエキスパートを派遣している。

一方で、スポーツエキスパートは、県の実施要領において部活動顧問の立会いの下に指導を行うことが前提とされ、また、指導時間の上限も定められていることから、休日の部活動指導の時間までを加えることは困難であるという現状がある。

本年度、地域部活動推進事業を実施している大沢野中学校には、現在、6人のスポーツエキスパートを派遣しており、「指導者連携委員会」においては、地域移行への課題について、スポーツエキスパートの視点に立ったご意見をいただいているところである。

市教育委員会としては、今後、休日の部活動を段階的に地域へ移行していくためには、より多くの指導者の参画が必要になるものと考えており、今後は、スポーツエキスパートの活動時間や報酬、大会引率者としての身分保障など、要件の見直しや課題の解決等を県教育委員会に働きかけながら、地域部活動推進事業への効果的な活用について検討していきたいと考えている。

(問) 大会等への参加の対応について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 団体競技など、生徒が参加する大会が多く開催されているなかで、大会主催団体が定める要件には、例えば、地域クラブのみで活動する生徒が参加できない大会があったり、地域クラブの指導者が引率者として認められていないなどの課題があるとされている。

主催団体によっては、例えば、

- ・参加者は、主催団体に加盟する者に限る
- ・引率・監督は、出場校の校長・教員・部活動指導員とする
- ・出場校の校長が認めた外部指導者はコーチとして付き添うことはできるが、引率は、やむを得ない場合の個人競技に限る

などの大会規定を設けているものもある。

こうした規定に関して、本年7月には、スポーツ庁が日本中学校体育連盟等に対して、運動部活動の地域移行に向け、民間クラブの参入を踏まえた大会規定の見直しへの協力を要請したとのことであるが、現在のところ、そうした要請への対応については、主催団体ごとに様々であると伺っており、市教育委員会としては、今後も引き続き、国や関係団体の動向を注視していきたいと考えている。

## (7) 学校評価について

### ①立憲民主市民の会 村石 篤 議員 (9月14日)

(問) 保護者の学校評価アンケートについては、全市共通項目と学校独自項目とし、全小学校・全中学校の平均値と比較して分析してはどうかと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市における学校評価アンケートは、教育活動や学校経営を点検、評価し、改善を図るため、各小・中学校で実施しており、児童生徒、保護者、地域の関係者などから、広く意見を伺うものである。

また、学校評価アンケートは、各学校が自校の教育目標や学校経営方針に則して評価項目を設定して実施しており、アンケートの結果及び経年の変化をとらえ、自校の課題

についての方策を立てて実践することを目的としている。

一方で、アンケートには、「お子さんは、授業が分かりやすいと言っているか」や「お子さんは、規則正しい生活習慣が身についているか」などの項目を多くの学校が設定しており、これらを共通項目とすることは可能であると考えられる。

しかしながら、「規則正しい生活習慣が身についているか、どうか」など、学校評価アンケートは、保護者の主観によって評価の判断がなされるものであり、また、沿岸部や市街地、中山間地域などの地域性や学校規模の違いなどが評価に影響を与えることも考えられることから、市全域にわたり設定された共通項目に関する市の平均値と自校の結果とを比較する相対評価は、学校評価本来の目的になじまないと考えている。

こうしたことから、共通項目の設定やそれを基にした分析、比較を行うことについては、現在のところ考えていないところである。

## (8) 学力・学習状況調査について

### ①立憲民主市民の会 村石 篤 議員（9月14日）

(問) 「令和4年度全国学力・学習状況調査」の結果を踏まえた授業改善に向けた指導の重点について問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 全国学力・学習状況調査は、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、その改善を図ることを目的として小学校6年生と中学校3年生を対象として実施している調査である。

市教育委員会においては、

- ・全国や県の結果との関係において本市の調査結果を分析する
- ・平均正答率と児童生徒アンケートの回答状況との相関関係を調べ、教育指導の課題を明らかにする
- ・本市の授業改善のポイントを具体化する

ことなどを行っており、これらの内容を冊子にまとめ、全小・中学校へ配付することにより、授業改善や学習及び生活指導に生かすよう、各学校に指導している。

令和4年度の本調査における本市の課題としては、

- ・児童生徒が、課題の解決に向けて自分で考え、粘り強く取り組んでいく学習指導が十分に行われていない
- ・児童生徒アンケートにおける「互いの意見のよさを生かして解決に取り組む」などの非認知能力と、平均正答率との関係には正の相関があり、その取り組みには市内学校間において格差が見られる
- ・家庭においても主体的に問題解決を図り、自主的に学習しようとする態度が十分とはいえない

ことなどが挙げられる。

こうした課題を踏まえ、市教育委員会としては、

- ・児童生徒が自ら解決したい課題を決め、計画を立てて解決に取り組み、結果を考察し発表するといった、問題解決的な学習の充実を図ること
- ・「仲間と協働的に活動する」など、非認知能力の育成につながる学習を日常の授業で実践すること



・授業の振り返りを充実させ、児童生徒自らが、授業の復習や次の学習への課題意識をもつよう働きかけを行うこと  
などを今後の取組みの重点としているところである。

(問) 「令和3年度埼玉県学力・学習状況調査」では、「一人一人の学力がどれだけ伸びているか」という新たな視点を加えており、本市においても同様の学力・学習状況調査を実施すべきと考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会においては、平成23年度から中学校1年生と3年生を対象に富山市学力調査を実施しており、この調査は、  
・各中学校が、1年生の入学時及び3年生の2学期末における学力の定着状況を把握し、今後の学習指導や進路指導に生かす  
・生徒一人一人が自分の努力すべき課題に向かって、意欲的に学習に取り組む  
・各小学校が、卒業生の調査結果の分析を踏まえ、学習指導の改善・充実を図ることを目的としており、一人一人の伸びを把握することを目的としてはいない。

なお、各学校においては、日々の授業の振り返りや单元ごとのテストの結果等を蓄積し、その都度一人一人の学習の理解度や学力の伸び具合の把握を行っており、テストの結果と併せて評価や励ましを児童生徒に返すことで、児童生徒自身が自分の伸びを実感したり、学習への意欲が高まるよう指導に活かしている。

さらには、富山県内の小・中学校教員による研究団体である「富山県小学校教育研究会」、「富山県中学校教育研究会」がそれぞれ作成している学力調査を、小学校3年生以上を対象に毎年実施しており、その結果を基に、各学校において一人一人の伸びや課題を把握している。

こうしたことから、市教育委員会としては、富山市学力調査を、一人一人の伸びを把握できるものに変更することは、現在のところ考えていないところである。

## (9) 学校徴収金について

### ①自由民主党 金岡 貴裕 議員 (9月9日)

(問) 令和3年度における学校徴収金の未納者数及び未納額について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市の小・中学校における令和3年度末時点での学校徴収金の未納者については、小学校8校において12人であり、その未納額は総額約27万円だった。また、中学校においては9校において62人であり、その未納額は総額約218万円だった。

(問) 未納者に対する現場対応について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校徴収金における未納者への対応については、  
・事務職員や教頭が、督促文書を作成し、保護者へ送付したり、教頭等が家庭訪問をし

て納金を依頼する

- ・児童手当や就学援助制度の周知を図り、必要に応じて教頭やスクールソーシャルワーカーが申請を促す
  - ・児童手当や就学援助費を活用した支払いや、分割での納金など、保護者と共に納金の計画を立てる
  - ・未納が累積した場合は、校長、教頭及び関係職員で協議し、以後の教材等の購入計画を見直す
- などを行っている。

(問) 学校徴収金の中に含まれるPTA会費や生徒会費を把握し、負担額に学校間の差異がないようにすべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) まず中学校における生徒会費に関しては、それぞれの学校が特色を生かしながら生徒会活動等を行っており、生徒が主体的に計画・立案し、実施する各種委員会及び生徒集会等については、学校ごとに活動の内容や回数が異なる。

また、体育大会や文化活動発表会においては、デコレーションやマスコット、体験・発表コーナーの作成等に必要な費用は、規模や内容、生徒数や地域性、培われてきた伝統等が様々であり、結果的に学校間での生徒会費に違いが生じているものと考えている。

こうしたことから、市教育委員会としては、生徒会費について、学校間に差異が出ないようにすることは困難であると考えているが、各学校において負担額を点検し、保護者負担を極力軽減することに努めるよう、指導・助言していきたいと考えている。

一方、PTA会費については、社会教育関係団体の会計であることから、市教育委員会としての見解を述べることは、控えさせていただく。

(問) PTAの入会は任意であるが、学校徴収金ではどのような対応をしているのか。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 通常、PTA会費については、便宜上、学校が行う徴収金の納入方法を活用して徴収されているが、入会されない保護者については、個別対応となり、PTA会費を除いて徴収する、または、一旦は一律に徴収して学期末や年度末等の節目に返金するといった対応が行われている。

(問) 本市においても公費外会計のガイドラインを作成すべきと考えるが、見解を問う。

<学校教育課：事務局長答弁>

(答) 本市においては、平成21年2月作成の「富山市立学校（園）徴収金及び学校（園）経由支給金の標準的事務取扱に関する手引き」に基づき、事務手続を標準化することにより学校（園）の会計の適正かつ効率的な運営を図っているところである。

公費外会計の取扱いについては、既存の手引きの見直しも含め、運用の在り方について検討していくこととしており、公費外会計のガイドラインを別途作成することは、現在のところ、考えていないところである。

## (10) 通学路の安全対策について

### ①富山市議会自由民主党 横野 昭 議員（9月9日）

(問) 小学校からの要望の現状について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 本市においては、各小学校は、富山市通学路交通安全プログラムに基づき、「道路が狭い」「見通しが悪い」などの観点で通学路の安全点検を定期的に行っている。

こうした中で、昨年度、千葉県八街市において発生した事故を受け、国から新たに示された

- ・見通しのよい道路や幹線道路の抜け道になっている道路など、車の速度が上がりやすい箇所や大型車の進入が多い箇所
  - ・過去に事故に至らなくても、ヒヤリハットの事例があった箇所
  - ・保護者、見守り活動者、地域住民等から市町村への改善要請があった箇所
- も加え、PTAや交通安全協会、学校安全パトロール隊等の協力を得ながら、教職員が実際に歩くなどして、通学路の安全点検を行っている。

今年度は、小学校47校から

- ・道幅が狭く、歩道や境界線がない道路を自動車が児童のすぐそばを通過する
- ・児童が横断する道路の交通量が多い
- ・「信号待ちをするエリアが狭い」「用水付近に防護柵がない」など、安全対策が不十分である

など、107件の危険箇所が報告されている。

また、当該校からは、危険箇所に対する改善要望として、

- ・車道と歩道を区別する白線を引く
  - ・横断歩道や注意喚起のための標識を設置する
  - ・信号の待避場所の確保や用水付近に防護柵を設置する
- などが挙げられている。

(問) 小学校からの要望に対する対応について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 今ほどの学校からの改善要望に対し、本市では、道路管理者や警察、教育委員会が該当箇所を確認し、点検結果をもとに、それぞれの機関において適切に対応することとしており、その対応例としては、

- ・道路管理者による白線の引き直しや歩道の設置等、道路の改善
- ・警察による横断歩道や信号、標識の設置や交通規制による交通状況の改善
- ・各学校による交通安全教育や通学路の変更、見守り隊による見守り活動の強化等がある。

(11) 芝園小学校及び芝園中学校・中央小学校・新庄北小学校包括管理業務委託について

①気魄 谷口 寿一 議員（9月15日）

(問) 4校を一括にする理由について問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) PFI手法で整備された芝園小学校及び芝園中学校、中央小学校は令和4年度末で、新庄北小学校は令和6年度末で、民間事業者による維持管理業務の期間が満了することとなっている。

これら4校については、民間事業者が、それぞれ維持管理を行っていたが、民間事業者によるきめ細かな維持管理を継続しながら、スケールメリットを活かし、維持管理コストの抑制を図るといった観点から、4校の維持管理業務を1つの民間事業者に一括して委託することとし、本定例会において、本事業に関する債務負担行為を追加する補正予算案を提案したところである。

(問) 包括管理業務委託にするメリット・デメリットについて問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) 包括管理業務委託は、個別の業務ごとに委託していた維持管理業務を一括するとともに、複数年度にわたる契約として1つの民間事業者に委託し、要求する水準が達成されるのであれば、具体的な業務運営は受託者に委ねるといった方式である。

包括管理業務委託のメリットについては、

- ・当初に要求水準を定め、定期的にモニタリングを実施して施設を管理するため、常に良好な状態で施設を保つことができること
  - ・事業期間を長期間とすることで、維持管理費の平準化や将来的な経費の可視化などによって、計画的な管理が行いやすくなること
- などがある。

一方、デメリットについては、施設管理の全体をマネジメントする業務費用といった、市による直営方式には見られない費用が発生し、委託費が増加することがあると考えている。

(問) PFIで建設した学校と従来型で建設した学校の維持管理費用の違いについて問う。

＜学校施設課：事務局長答弁＞

(答) PFIで建設した学校と従来型で建設した学校の維持管理費用の違いについては、従来型で建設した学校では、保守点検や定期清掃等の維持管理業務を、近隣の複数の学校をまとめたブロック単位で一括発注しておりますが、PFIで建設した学校では、学校ごとに業務を発注しているため経費が割高となっている。

また、PFIで建設した学校では、従来型にはない、例えば、

- ・開閉式のガラス屋根や電動で上下する床を採用した、オフシーズンに多目的室としても利用できる屋上プール
- ・耐震構造に加えて免震構造を取り入れた校舎
- ・メンテナンスが難しいデザイン性重視の傾斜した外壁

など、民間事業者からの独自提案を採用していることなどから、これらに対応する維持管理費用が必要となる。

(12) 「(仮称)水橋地区義務教育学校」について

①気魄 谷口 寿一 議員 (9月15日)

(問) 従来校と違いPFI事業で整備した場合、メンテナンスに多額の費用がかかっているが、その対応策について問う。

<学校再編推進課：事務局長答弁>

(答) PFI事業で整備した施設は、民間事業者から提案された施設の構造等が複雑なことや、予防修繕の観点で長期的に費用を見積もっていることから、メンテナンスに関しては、これらに応じた費用の増加が想定される。

こうしたことから、今回のPFI事業においては、施設整備に当たり、建物の形状、外装の使用材料や設備機器など、細部にわたり、メンテナンス性や修繕に伴う費用の縮減を十分に考慮した要求水準書を作成していきたいと考えている。

加えて、万が一、事業期間内において大規模修繕が発生するような事態も想定し、その場合には、要求水準の未達事項として、民間事業者の責任と費用において対応していただく「リスク分担措置」についても明確に定め、運用していきたいと考えている。

(問) 既存校の跡地活用について、今回のPFI事業と一緒に行わないのはなぜか。

<学校再編推進課：事務局長答弁>

(答) 学校再編に伴い廃止となった学校の跡地を活用した本市の事例としては、旧清水町小学校の跡地に市立公民館とスーパーマーケットなどを、また旧総曲輪小学校の跡地に、市のまちなか総合ケアセンターと専門学校などの民間施設を一体的に整備した実績がある。

今回のPFI事業においても、こうした事例なども参考に、民間活力の活用も視野に入れて検討を深めていくことも有効だと考えているが、昨年度実施した民間サウンディング調査によれば、水橋地区の小学校5校と中学校2校の跡地は、場所によっては、市街化調整区域内であることや、敷地の一部が借地であることに加え、市場性や投資に見合った収益などといった民間の視点からも、ただちに活用策を提案することには、困難を伴うとの見解が示されている。

また、学校は児童・生徒の教育の場であるだけでなく、これまでも地域の方々のスポーツ活動や健康づくりの場などとして活用されてきたほか、災害時には地元住民の避難施設としての役割も果たしてきたことから、学校の再編後の跡地利用については地元住民の関心も高いところである。

こうしたことから、地域の意向を踏まえつつ、本市として、跡地の効果的な活用方法を例示するとともに、事業に着手するまでには、過去の事例からも、相当程度の期間を要することが想定されることから、まずは、子どもたちの学習環境の整備を優先し、令和8年4月の義務教育学校の開校に向けた施設整備を先行していきたいと考えている。

(問) 跡地活用は、地元の意向を踏まえ、スピーディーに進めるべきだと思うが、市長の見解を問う。

<学校再編推進課：市長答弁>

(答) 学校再編に伴い廃止となった学校は、校舎やグラウンド等が残存することから、これらの施設や敷地について、別の用途への転用や民間事業者等への貸付・譲渡など、資産の有効活用を検討する必要がある一方で、これまでも災害時における地元住民の避難施設と

しての役割なども果たしており、廃校後の施設のあり方については、住民の皆さんの意向も十分に踏まえながら検討していくことが、大切であると考えている。

こうしたことから、本市では、具体の跡地計画をつくる前の段階において、水橋地域の住民の皆さんに参加をいただき、主体的に跡地の活用案を検討していただくワークショップを、昨年度に開催した。

私は、こうしたワークショップを開催することは、今後、本市の跡地計画に対する住民の皆さんの理解が、より深まるとともに、地域のまちづくりの担い手として、その意識の醸成にも、大いにつながるものと考えている。

また、実際にワークショップに参加された方からは、

- ・地域の様々な立場の方々と地域課題などについて、認識を共有することができた
- ・地域全体の発展のために、議論が前向きなものとなり、大変有意義だった

などといった声が寄せられていることから、住民の皆様が自分の住む地域の将来像を真剣に考える、大切な機会になったものと考えている。

本市としては、学校再編に伴い、廃止となった学校の校舎やグラウンド等の活用は、市全体のまちづくりや公共施設のあり方も密接に関連することから、市長部局と教育委員会が連携して検討を進めるとともに、今後、学校跡地の活用の方向性について、地域と一定の合意形成が図られた際には、スピード感をもって跡地活用に取り組んでいきたいと考えている。

## ②立憲民主市民の会 村石 篤 議員（9月14日）

（問）学校名、校章、校歌はどのように決めていくのか。

＜学校再編推進課：事務局長答弁＞

（答）現在、水橋地区では、統合校の円滑な整備や児童生徒にとって、より良い教育環境を整えることを目的に、自治振興会長をはじめ、小・中学校のPTA代表や校長、保育所長、幼稚園長などによって設立された「水橋地区学校統合推進委員会」が中心となって開校に向けた準備が進められている。

なかでも、統合推進委員会の「開校準備部会」においては、過去の統合校の例を参考にしながら水橋地区全世帯を対象とした校名の公募を実施されるとともに、校名候補の絞り込みや、校章のデザインについて検討を進められており、今後、校歌についても、順次、検討がなされるものと伺っている。

市教育委員会としては、まずは地元で十分協議・検討いただき、その結果を踏まえ、最終的な学校名、校章、校歌について、決定していきたいと考えている。

（問）学校教育目標はどのように決めていくのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

（答）学校教育目標は、学校や地域の実情に合わせて校長が定めるものであるが、保護者や地域の方が学校運営に参画する学校運営協議会が設置されている学校、いわゆる「コミュニティ・スクール」においては、校長が案を立て、学校運営協議会に提案し、承認を得ることをプロセスとしている。

水橋地区においては、令和3年度、当該地区の小・中学校の校長等により学校教育目標の素案を作成し、令和4年度以降は、「水橋地区学校統合推進委員会」の専門部会で

ある「学校経営部会」のご意見を伺いながら、当該地区の校長等が更に検討を重ねていくこととしている。

こうした段階を経て、義務教育学校の開校にあたり着任した校長が、それまでに検討されてきた内容を参酌した学校教育目標案を学校運営協議会に提案するとともに、その承認を得て、最終的に決まるものと考えている。

### (13) 全国中学校体育大会の開催について

#### ①富山市議会自由民主党 高原 謙 議員（9月12日）

(問) 開催に向けた準備スケジュールと支援について問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和6年度に全国中学校体育大会のソフトボール競技が、岩瀬スポーツ公園を会場として開催される予定であり、この大会に向け、富山県中学校体育連盟が令和5年度に「第46回全国中学校ソフトボール大会実行委員会」を立ち上げ、開催への準備を進めていく計画であると伺っている。

こうした中で、本年6月には、授業や校務分掌を担当せず、「大会実行委員会」の事務に専任として携わる教員の配置について、富山県中学校体育連盟が富山県教育委員会へ行う申請に関し、同体育連盟と意見交換を行ったところである。

また、大会運営における必要経費の負担についても、富山県中学校体育連盟から昨年度相談を受けたところであり、今後予算措置についての検討を進めていきたいと考えている。

(問) 本市の魅力をアピールする絶好の機会と考えるが、見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 全国中学校体育大会の開催は、全国各地の皆様にも本市の魅力を効果的に発信できるまたとない機会と捉えており、大会時に本市を訪れる方々に滞在中も気持ちよく過ごしていただき、満足感を得てお帰りいただくことのできるような大会となることが大切であると考えている。

そのために、学校教育の範囲で行える取組みとしては、大会の運営に参加する生徒が、試合会場に訪れた方々を気持ちのよい挨拶で出迎えたり、すがすがしい対応を励行するなど、競技に参加する生徒や応援の保護者、学校関係者に対して、大会運営への誠実で真摯な姿勢を示していくことが、本市の魅力を感じていただける取組みのひとつであると考える。

いずれにしても、本市の魅力をアピールするには学校教育の範囲での取組みだけでは限界があることから、大会運営を主管する富山県中学校体育連盟や市の関係部局との連携に努めていきたいと考えている。

#### (14) 市立公民館について

##### ①会派誠政 橋本 雅雄 議員 (9月14日)

(問) 公民館の整備は教育委員会が担当しているが、建設後の維持管理については市民生活部が行っている理由を問う。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 本市では市内82箇所に社会教育法に位置付けられた市立公民館を設置しており、そのうち73箇所については、公民館に行政組織としての地区センターが設置されている。

これらの施設については、

- ・事務室や会議室などが共用できること
- ・それぞれの職員が互いに協力し合い仕事を進められること

などから、一体的な管理が合理的であることに加え、過去においては、事務室以外の施設に、市立公民館建設に関する文部科学省等所管の補助金や交付税措置率の高い起債など、有利な財源を活用することができたことから、教育委員会が整備を進めてきたという経緯がある。

一方、建設後の施設においては、地区センター業務が、恒常的に行われている状況から、市民生活部が地区センターの運営とともに、維持管理を行っているものである。

(問) 一般的にみて地区センターであるものが、なぜ主体が公民館なのか。その経緯について問う。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 公民館については、社会教育法及び公民館条例等に定められた社会教育施設及び組織である。その整備は、昭和20年代中頃から進められてきたものであり、公民館においては様々な諸行事の企画運営をはじめ、市民の皆様方の地域活動やサークル活動の場となる貸館業務を行っている。

一方、地区センターについては、行政組織規則に定められた組織である。昭和55年度から、それまでの支所・出張所に代えて配置されたものであり、地区センターでは、住民の皆さんの身近な相談窓口であるほか、広く行政手続きに関する業務をはじめ、自治振興会等各種団体の活動支援を行っている。

地区センターの配置にあたっては、当時、より住民に身近な市民サービスの拠点となるよう配慮することや、それまで1小学校区に1公民館を目途に整備が進められ、既に地域住民の社会教育活動の場として馴染みの深い公民館に配置することや、組織の効率的な運用等について検討されたものと考えている。

(問) 公民館事業のうち教育委員会でしかできない事務があるのか。また、市民生活部に移管できないのか。

<生涯学習課：事務局長答弁>

(答) 令和元年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(第9次地方分権一括法)により、教育委員会が所管する市立公民館等について、まちづくりなど行政分野との一体的な取組の推進等のために、より効果的と判断する場合には、市長部局への移管が可能となっている。

本市では、これまでも、平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営



に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、学校教育を除くスポーツ事務や、文化財保護を除く文化振興事務について、教育委員会から市長部局へ所管を移し、効率的な行政運営や行政組織の簡素化に努めてきたところである。

こうした中、市教育委員会においては、社会教育法に基づき、

- ・健康づくり教室など地域住民の学習ニーズに対応した講座の開催
- ・文化祭などの文化的ふれあい事業
- ・地域の世代間交流事業

などの公民館事業を所管しているものである。

(問) 地域住民がもう少し緩やかな制限の中で利用できるようにすればどうか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 市立公民館は社会教育法において住民の教育の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的に設置された社会教育施設である。

このため、市立公民館においては、設置目的に沿った適切な利用が求められており、例えば、飲食に関しては、飲食のみを目的とした利用は控えていただくなど、利用者にご理解をいただいているところである。

一方、地域によっては、懇親会や大人数での集会などを行う場所が少ないことから、公民館を現在よりも柔軟に利用できるようにしてほしいというご意見があることも承知している。

こうしたことから、市立公民館における今後の利用のあり方については、社会教育法の趣旨に反しない中での利用範囲の見直しを検討していく必要があるものと考えている。

#### (15) 旧統一教会との関わりについて

##### ①自由民主党 江西 照康 議員 (9月12日)

(問) なぜ、市教育委員会として旧統一教会の関係団体が主催する行事に対し、後援等名義の使用承認をすることになったのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会における後援等名義の使用承認については、「富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱」において、使用を承認する行事は、

- ・市民の教育、学術、文化及びスポーツの振興など教育行政の進展に寄与すると認められるもの
- ・広く市民の教養、健康又は経済の増進に寄与すると認められるもの
- ・その他市民福祉の向上に寄与すると認められるもの

のいずれかに該当するものと定めている。

また、使用を承認しないものは、

- ・特定の思想、政治又は宗教上の活動に係るもの
- ・営利を目的とし、又は営利に関連するもの
- ・行事の参加又は観覧等が、主催団体の構成員のみを対象とするもの
- ・開催場所が不適切なもの及び騒音、公衆衛生、災害防止等の対策が不適切なもの

- ・公序良俗に反するおそれのあるもの
- ・その他教育委員会が後援等名義を使用することが不適當であると認めるものと規定している。

こうした規定により、市教育委員会としては、申請団体から提出された書類の記載内容が、承認基準を満たすと判断したことから、後援等名義の使用を承認したところである。

(問) 学校への相談はあったのか。また、今後相談された際はどのように対応していくのか。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 令和4年8月末時点において、本市小・中学校が児童生徒及び保護者などから、旧統一教会に関連した被害や悩みなどについての相談を受けたという事例はない。

また、今後、学校へ児童生徒及び保護者などから旧統一教会に関連する相談があった場合には、これまでの様々な教育相談対応と同様に、児童生徒の気持ちに寄り添った支援を行うとともに、必要に応じて関係機関と連携することが大切であると考えており、市教育委員会としては、学校から児童生徒等への対応に関する相談を受けた場合には、当該学校への助言など、適切な対応に努めていきたいと考えている。

(問) 信者の家庭の子どもの中には、生まれながらの貧困となったり、信教の自由がない子どももおり、こうしたことは虐待であるとも言われているが、教育委員会の見解を問う。

＜学校教育課：事務局長答弁＞

(答) 学校の教職員は、虐待を受けたと思われる子どもについて警察・児童相談所等の専門機関に通告をする義務があり、学校は貧困や虐待等を発見しやすい立場にあることから、そうした問題の早期発見、早期対応に努めているところである。

虐待であると判断するのは、あくまでも専門機関であるが、市教育委員会としては、家庭の宗教、保護者の思想や価値観等いかなる背景においても、子どもの安全・安心を最優先に考え、貧困や虐待等が疑われる場合は、これまで同様、速やかに専門機関に相談・通告するよう、学校に指導・助言していきたいと考えている。

## ②日本共産党 赤星 ゆかり 議員（9月15日）

(問) 市教育委員会が後援したことは、不適切だったとの認識は現在あるのか。

＜生涯学習課：事務局長答弁＞

(答) 市教育委員会では、「富山市教育委員会の後援等名義の使用承認に関する事務取扱要綱」に定められた承認基準を満たすと判断したことから、申請団体に対し後援名義の使用を承認したものである。

市教育委員会としては、後援名義の使用承認を判断した時点では、申請のあった団体が、旧統一教会の関係団体であったことは認識しておらず、他の各種団体等からの申請受付と同様に、事務取扱要綱に基づいて事務処理を行ったところであるが、今後は、8月18日付で市長部局からあった通知に基づき、適正な事務に努めていきたいと考えている。

(問) いわゆるカルト集団に引き入れられないよう、児童生徒の段階から教育、啓発が必要ではないか。

＜学校教育課：教育長答弁＞

(答) いわゆるカルト集団は、社会的事件や金銭的・人格的被害をもたらす傾向があるとされているが、集団の素性が入会して初めて分かることが多いなど、仮に啓発を促すとしても具体を示すことが難しい側面がある。

こうした中、市教育委員会としては、被害者が生まれぬよう、大人が子どもたちの未来を守っていくことは大切であると考えており、学校においては、

- ・情報モラル教育において、インターネットやSNSの適切な利用方法を身につけ、正しい情報を取捨選択できるように指導する
- ・家庭科や社会科等の消費者教育において、売買契約の仕組みや消費者被害の背景とその対応について理解し、必要な情報の収集や整理が適切に行えるように指導する

など、他者や外部の集団との関わりの中で気づいた違和感に適切に対処していくための学習を行っている。

一方で、集団の特性に触れて指導を行うことは、場合によっては、公教育に求められる「信教の自由の尊重」や「政治的、宗教的中立性の確保」等に支障をきたす可能性があり慎重な対応が求められる。

いずれにしても、市教育委員会としては、こうした取組みに終わりがあるものではなく、カルト集団等に関連した事案も含め、新たな情報を得た際には、正しく情報や状況を判断し行動するための、クリティカル・シンキング（いわゆる批判的思考力）を育成することが、今後ますます必要となるものと認識しており、国や他都市の動向を注視しながら、指導の一層の充実に努めていきたいと考えている。

## プラネタリウム投映室等の休止について

[科学博物館]

### (1) 概要

プラネタリウム等の更新作業を行うため、当該区域である3階全域の公開を一時的に休止するもの。

### (2) 休止箇所と休止期間

ア. 休止箇所

3階全域

①プラネタリウム投映室

②プラネタリウム前ロビー（天文展示室）

イ. 休止期間

令和4年10月17日（月）～3月中旬頃（予定）

### (3) 備考

休止期間中も、1・2階の展示室等は観覧に供する。

休止期間中に、毎月数日程度、作業のための臨時休館日を設ける。

# 片掛・茂住銀山から 神岡鉱山へ。 そして、 KAGRAへ。



## 歴史と文化講演会

### 「KAGRAのこの10年と 初検出に向けて」

期日／10月15日(土)午前10時～11時30分  
 講師／東京大学宇宙線研究所 客員准教授  
 富山大学 准教授 山元 一広 氏  
 会場／猪谷関所館  
 定員／40名  
 申込／9月21日(水)～10月7日(金)に  
 電話かFAXで、  
 住所、氏名、年齢、TELを当館へ

開催  
期間

令和4年 **10月15日(土)～** 令和5年 **1月22日(日)**

※本企画展のうち「神岡鉱山」に関し、館長による解説会を行います。  
10月22日(土)、11月12日(土)午前10時～11時

- 開館時間／午前9時～午後5時(入館は午後4時30分まで)
- 休館日／月曜日、祝日の翌日(土・日を除く)、12月28日(水)～1月4日(水)
- 入館料／150円、高校生以下は無料
- 後援／北日本新聞社
- 協力／東京大学宇宙線研究所 重力波観測研究施設

主催 **富山市猪谷関所館**

富山県富山市猪谷 978-4 TEL 076(484)1007 FAX 076(484)1845

AMAZING TOYAMA



AMAZING TOYAMA



明治時代末の富山駅

特別展

# 富山駅 123年

とやま Toyama

—街の玄関口から中心へ—

令和4年10月1日 土 → 11月27日 日 会期中無休



現在の富山駅

富山市郷土博物館  
TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM



〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内  
TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060  
<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>



## 特別展

# 富山駅 123年 一街の玄関口から中心へー

とやま

富山駅が開業したのは、今から約120年前の明治32年（1899）のことです。敦賀から延伸してきた北陸線が富山に到達したのです。これによって、富山は米原経由で関西、関東と鉄道で結ばれることとなり、人や物の流れが大きく変わる契機となったのです。当時の富山駅は、この後に控えていた神通川改修工事を考慮し、現在地より西の田刈屋にて開業しました。その後、魚津まで延伸したのを機に、明治41年（1908）富山駅は現在地に移転したのです。それから、約100年の間、富山駅は地域の交通網の中心となり、都市富山の中心として賑わってきました。そして、平成27年3月には念願の北陸新幹線が開業し、令和2年3月には路面電車の南北接続が完了しています。今年4月には駅北口駅前広場の供用も開始されるなど、富山駅周辺の整備は着々と進められています。

本展では、令和4年が日本の鉄道開業150年の節目であるのを機に、街の発展や交通網の拡大に大きな役割を担ってきた富山駅の歴史を開業から紐解きます。



大正期頃の富山駅



昭和37年の富山駅



平成10年の富山駅

**会期** 令和4年10月1日（土）～11月27日（日） 会期中無休  
**開館時間** 9:00～17:00（入館は16:30まで）

**観覧料** 大人400円（320円） 高校生以下は無料  
※（ ）内は20名以上の団体料金  
※この料金で、常設展示もご覧いただけます。

◆新型コロナウイルスの感染状況により、会期を変更する場合があります。

### 【展示をより楽しむための特別公開講座】

**演題** 「富山駅123年—その歴史を紐解く」  
**講師** 浦畑奈津子（当館学芸員）  
**日時** 10月29日（土）午後2時～3時30分  
**会場** 富山市民プラザ 3階A Vスタジオ（富山市大手町）  
**定員** 先着50名（事前申込不要、先着順）  
**参加費** 無料  
◆定員の変更や中止の場合があります。最新情報は、当館公式ホームページ等でご確認ください

### 常設展 富山城ものがたり

展示室では、400年以上の歴史を持つ富山城の歴史を、模型や映像も使いながら、分かりやすく紹介しています。また、4階の天守展望台からは、昔の富山城の大きさが分かります。

### 【当館では新型コロナウイルス感染症対策を実施しています】

・入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。  
・十分な間隔を保ってご観覧いただくため、入場制限を行う場合があります。  
・感染の拡大状況によっては、やむをえず会期を変更または休館することがあります。

### ■アクセス

JR富山駅から徒歩約10分  
地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分  
市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分  
富山空港より連絡バスで20分  
北陸自動車道 富山ICより車で約15分

### ■駐車場

当館には専用駐車場はありません。最寄りの有料駐車場をご利用ください。最も近いのは城址公園地下駐車場です。



### 富山市郷土博物館

TOYAMA MUNICIPAL FOLK MUSEUM  
〒930-0081 富山市本丸1-62 富山城址公園内  
TEL:076-432-7911 FAX:076-432-8060  
<https://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>

特別展

# 東南アジアの陶器

平コレクション受贈記念

— ベトナム・タイ・カンボジア



2022年

10月8日(土) - 12月4日(日)

休館日 11月7日(月)

※会期中一部展示替えを予定しております

開館時間 9:00 ~ 17:00 (入館は 16:30 まで)

観覧料 大人 400 円 (320 円) 高校生以下無料

※ ( ) 内は 20 名以上の団体料金

主催 富山市、富山市教育委員会 (富山市佐藤記念美術館)

写真 上 青花牡丹文盤 ベトナム 15 世紀 下 白磁蓮弁文四耳壺 ベトナム 11 ~ 12 世紀

富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33 (富山城址公園内)  
TEL 076-432-9031 FAX 076-432-9080



入館の際は、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。十分な間隔を保ってご観覧いただき、入館制限を行う場合があります。感染の拡大状況によっては、会期を変更または休館することがあります。



## 特別展

平コレクション受贈記念

# 東南アジアの陶器

— ベトナム・タイ・カンボジア

東南アジアのやきものは、日本においては、まだあまりよく知られていない存在といえるでしょう。古くから日本のやきものにも多大な影響を与えてきた中国の陶磁器は、長い歴史をもち、技術的にも造形的にも世界のやきものをリードしてきました。この中国陶磁の影響をうけて、周辺のベトナム・タイ・カンボジアなどでも、それぞれに特色ある施釉陶器が生産されるようになります。そして遠く日本にまで、ベトナムやタイで作られた陶器がもたらされ、江戸時代には、安南・宋珪録などと呼ばれ、茶の湯の道具として珍重されています。東南アジアのやきものは、わが国とも法して無縁のものではありません。

このたび、富山市は平直網氏より350件あまりにのぼる東南アジアを中心とする陶磁器のコレクションを寄贈していただきました。平氏のコレクションは、氏がタイ在住中に現地で収集したもので、中国やベトナムのほか、タイ、カンボジア、ミャンマーといったインドシナ半島のやきもので構成されています。

本展覧会は、この受贈を記念して開催するもので、収集品のうち東南アジアの陶器を中心に展示します。また、館蔵品もあわせて展示しますので、中国陶磁とは異なった東南アジア陶器の魅力にふれていただく機会となれば幸いです。



白磁刻花花文鉢 ベトナム 13～14世紀



青磁印花菊花文皿 ベトナム 14世紀



緑釉刻花唐草文碗 ベトナム 14～15世紀

10月8日(土)～12月4日(日)

休館日：11月7日(月) ※会期中一部展示替えを行います。

開館時間：9:00～17:00(入館は16:30まで)

観覧料：大人400円(320円) 高校生以下無料

※( )内は20名以上の団体料金

### 公開講座 聴講無料

日時：11月19日(土) 午後2時より(60分程度)

演題：東南アジアのやきもの

講師：当館学芸員

会場：当館講堂 定員：20名

※新型コロナウイルスの感染状況により、変更や中止をする場合があります。



灰釉鉢 カンボジア 11～12世紀



青花菊唐草文碗 ベトナム 16世紀



青磁花文盤 タイ 15世紀



青磁鍋文双耳壺 タイ 15世紀



色絵草花文合子 ベトナム 15世紀



### 交通のご案内

- ・富山駅から徒歩15分
- ・地鉄バス「城址公園前」下車 徒歩2分
- ・市内電車「国際会議場前」下車 徒歩3分
- ・富山空港より連絡バスで20分
- ・北陸自動車道 富山ICより車で15分

◎当館に駐車場はございません。  
最寄の駐車場(有料)は城址公園地下駐車場です。



### 富山市佐藤記念美術館

〒930-0081 富山市本丸1-33(富山城址公園内)  
TEL.(076)432-9031 FAX.(076)432-9080  
<http://www.city.toyama.toyama.jp/etc/muse/>

・入館の際には、手指の消毒やマスクの着用などのご協力をお願いします。・充分な間隔を保ってご覧いただくため、入館制限を行う場合があります。・感染の拡大状況によっては、会期を変更または休館することがあります。